

国立大学法人京都大学教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (定年) 第22条 教職員の定年は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 教員、大学の警備等の業務及び労務の業務に従事する者 満63歳 (2) 前号以外の教職員 満60歳 2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。 (再雇用) 第23条 <u>前条第1項</u>の規定により退職した教職員については、国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号)により再雇用することができる。 (後 略)</p>	<p>(定年) 第22条 (同 左) (再雇用) 第23条 <u>前条第1項第2号</u>の規定により退職した教職員については、国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号)により再雇用することができる。 附 則 この規則は、平成18年7月1日から施行する。</p>